

令和5年11月30日

こんにゃくいもの残留農薬に係るモニタリング検査結果(令和5年産)について(報告)

一般財団法人 日本こんにゃく協会

一般財団法人日本こんにゃく協会では、平成18年5月26日付け18日こん協第35号(「食品中に残留する農薬等の基準に係るポジティブリスト制度の導入を踏まえた財団法人日本こんにゃく協会の対応とお願いについて」)に基づき、標記の検査を実施しております。検査結果は以下の通りです。

### 1. 検査概要

令和5年10月に主産地の集出荷場等から、令和5年産こんにゃくいも3検体を採取し、残留農薬についてモニタリング検査を実施しました。

検査の結果、検体すべてにおいて食品衛生法に定める残留農薬基準値を超えたものはありませんでした。

### 2. 検査成分

アセタミプリド、アゾキシストロビン、イミダクロプリド、オキシテトラサイクリン、オキシニク、オキシソリニック酸、カーバムナトリウム塩、カーバム、クロルピクリン等全44成分

### 3. 検査委託機関

一般財団法人食品環境検査協会(東京都江東区新木場2丁目10番3号)